

公 示

九運公第1号

九州運輸局自動車運送事業者自動車無事故表彰規程（昭和62年3月24日付け、九運達第2号、以下「表彰規程」という。）に基づき令和7年度第1回表彰を下記要領により行うので、公示する。

記

1. 被表彰者の範囲

九州運輸局の管轄に属する自動車運送事業者

（バス事業において地域公共交通会議に基づくバス事業のみを行う事業及びタクシー事業において1人1車制個人タクシー事業は除く。）

2. 表彰規程第4条第1項及び第2項の表彰

(1) 表彰基準

【一般表彰】

次の表彰所定期間中にその責任に属する自動車事故がなく、かつ運輸業務の成績が優良である者

(注) 自動車事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令 第104号）第2条に該当する事故及びその発生が社会に及ぼす影響が大きいと認められる事故等をいう。

【特別表彰】

特別表彰については、一般表彰の連続回数が4回に達し、かつ、運輸業務の成績が特に優秀と認められる該当者を表彰する。

表彰所定期間（無事故表彰期間）

事業用自動車（被けん引自動車を除く）数の区分に応じ次に定める期間とする。

事業用自動車数	期 間
7両以下	5年
8両～ 10両	4年
11両～ 20両	3年
21両～ 40両	2年
41両～ 80両	1年6月
81両以上	1年

(注) 7両以下に1人1車制は含まれない。

また、一般貨物自動車運送事業（霊柩）にあつては各該当期間の3倍とする。

(2) 表彰時期

一般表彰：令和7年8月に予定

(注) 一般表彰の表彰状は所轄運輸支局長又は運輸支局次長が伝達する。

特別表彰：令和7年10月に予定

(3) 表彰手続き

① (1)の基準に適合後、(3)②の期間内に「自動車無事故報告書」に、「最近における運輸業務等の実績」、「運行管理者、整備管理者の講習及び研修の受講を証する書面の写し並びに運行管理規程、整備管理規程の写し」及び「加入団体の長の推薦書（加入団体がないときを除く。）」を添えて所轄運輸支局長に2部提出する。

② 自動車無事故報告書等の提出期限

一般表彰：表彰所定期間達成日が令和6年12月1日から令和7年5月31日までの場合、令和7年4月1日から令和7年5月31日の間に提出

特別表彰：表彰所定期間達成日が令和6年8月1日から令和7年7月31日までの場合、令和7年6月1日から令和7年7月31日まで

3. 問合せ等

表彰基準等についての照会は、九州運輸局自動車技術安全部保安・環境課、所轄の運輸支局整備部門に問い合わせ下さい。

令和7年4月1日

九州運輸局長 原田 修吾

